

内閣府本府政策評価有識者懇談会 第11回議事録

日 時 平成22年10月25日(月) 14:00～15:48
場 所 中央合同庁舎4号館12F 共用1211会議室

1. 開 会
2. 議 題
 - 1) 平成21年度政策評価書(事後評価)(案)について
 - 2) 平成23年度内閣府税制改正要望に係る政策評価について
 - 3) 今後の進め方について
 - 4) その他
3. 閉 会

○池永課長 ただいまから、「内閣府本府政策評価有識者懇談会」の第11回会合を開催させていただきます。先生方には御多忙中のところ、御足労いただきまして、誠にありがとうございます。

前は6月に開催されましたが、その後、私、9月1日付で政策評価広報課長を拝命しました池永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の懇談会は、前回の懇談会で御相談したとおり、公開にて行いたいと思います。傍聴者の方もいらっしゃいますので、御了承いただければと思います。

お手元に資料が2つ分かれてございますけれども、議事次第を見ていただきたいと思います。本日の主な議題は、「平成21年度政策評価書(事後評価)(案)について」「平成23年度内閣府税制改正要望に係る政策評価について」「今後の進め方について」の3点でございます。

2点目の「平成23年度内閣府税制改正要望に係る政策評価について」ですが、昨年末の税制改正大綱の決定を受けて租税特別措置が事前評価の対象になったということで、本日、御意見を伺えればということで議題としてお示ししております。

お手元に資料がございますが、議事次第にありますようなものでございますので、もし足りないものがあればお知らせいただければと思います。

議題1 平成21年度政策評価書(事後評価)(案)について

○池永課長 それでは、1番目の議題である「平成21年度政策評価書(事後評価)(案)」について、担当の仁林補佐から説明させていただきます。

○仁林課長補佐 仁林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第のついております資料、クリップをはずしていただきまして、資料1-1、1-2があるかと思います。資料2-1以降は次の議題で使用いたします。

議題1の資料としては、資料1-1、資料1-2、それからお手元に、バインダーに入った資料1-3がございます。このバインダーに綴じられているものが政策評価書の本体でございます。本来はこちらが決定事項ですので、こちらを御説明すべきところではありますが、大部でございますので、これを一から説明するというよりも、資料1-2等に内容をまとめておりますので、資料1-1、資料1-2をベースに説明させていただきたいと思います。

まず、資料1-1をおあげください。「内閣府本府の政策評価について」ということで、先生方御存じのことではありますけれども、リマインドと申しますか、復習も兼ねて、内閣府本府の政策評価がどういうふうに行っているかということをもとめた資料でございます。

「1. 内閣府本府における政策評価について」でございますけれども、内閣府の政策評価は御案内のとおり、評価法の規定によりまして、基本的に分担管理事務に当たる政策が政策評価の対象である。逆に言えば、いわゆる内閣補助事務は評価対象外であるということに決まっております。3年ごとに基本計画を策定しておりまして、その中で実施に関する方針等を決定しております。毎年度初めに実施計画を策定して、測定指標や目標値等を決める。その後、おおむね夏ごろに前年度の事後評価を実施するというサイクルでやっております。

このサイクルをもとめたのが2.の表でございます。21年度の政策に関して、お手元に参考資料3ということで配らせていただいておりますけれども、21年度の初めに実施計画を決定し、それを踏まえて、今

回、事後評価を行うというサイクルのものでございます。

1 ページおめくりいただきますと、「3. 政策評価対象」と書いてございます。今回実施いたします 21 年度の事後評価の対象となる政策は、21 年度に実施された 21 の政策、82 の施策に関して設定された 188 の指標でございます。

中身としては、この表にありますように、「市民活動促進」から、最後のページの「官民人材交流センターの運営」まで、21 の政策について評価をすることになっております。

以上を踏まえまして、資料 1 - 2 にお移りください。今回実施いたしました、昨年度、21 年度の政策評価の事後評価に関してまとめた資料がございます。

初めに、評価書を作成するに当たって今までとやり方を変えたと申しますか、工夫をした点が幾つかございますので、それを御紹介したいと思います。

評価の表現の仕方ですけれども、今までやっていなかったことで、評価指標単位及び施策単位で S A B C 評価というものを実施しております。評価結果を S A B C と、一目でわかるよう形で集計をしたということでございます。

イメージとしては、別紙 1 に概念図等がございます。実施計画上は、政策があって、その下に施策があって、施策ごとに幾つかの測定指標がありますけれども、それを踏まえての評価書では、それぞれの指標について達成できたかどうかということ S A B C をつけ、それを総合して施策ごとに S A B C をつけるという形でやらせていただきました。

測定指標ごとの S A B C でございますけれども、基本的に定量的な指標に関しては、ここに書いてあるように目標を大幅に上回ったものは S、大幅に下回ったものは C、その中間として A とか B というようにさせていただいております。

22 年度以降に目標年度を迎えるものに関しては、実績値等を踏まえて 21 年度の目標を設置して評価するという形でやっております。それが 1 点目でございます。

資料の 1 ページに戻っていただきまして、もう一つの点が「政策全体の評価の明確化」でございます。ページが飛んで恐縮ですが、別紙 2 として、横長の「政策評価書様式」という資料があるかと思っております。これをごらんいただければと思いますが、20 年度の評価のときに初めて、毎年施策ごと、政策ごとにまとめて評価をするという形でやりましたけれども、施策ごとの評価と政策全体の評価が若干入り組んでいてわかりづらかったところが、今回の評価書で、政策全体の評価をまず記載して、その上で個別の施策を評価するという形に変えさせていただいております。それが 2 点目でございます。

また 1 ページに戻っていただきまして、3 点目でございますけれども、「反映の方向性」の分類ということです。従来、反映の方向性、今後の方向性という部分に関しては、どうしても定性的な記述が中心でやっていましたけれども、これを一目でわかるように、「引き続き推進」「拡充等」「改善・見直し」「抜本的見直し」と、ここに書いてあるような考え方で分類して、一目でこの施策をどうするのかということがわかるようにいたしました。

これに関しては別紙 3 で見ていただきますと、男女共同参画局の例でございますけれども、政策の中に施策として①から⑥がございます。それぞれについて評価結果は次の欄のとおりですということを踏まえて、反映の方向性というところで、一目見て、①と⑤の施策は拡充をするのだな、それ以外は改善・見直しをするのだな、というのがわかるようにさせていただきました。というのが、評価書のつくり方についての御説明でございます。

これらを踏まえまして、では、どういう結果になったかということでございますけれども、2 ページ目をおあけいただければと思います。「2. 平成 21 年度の政策評価結果・今後の方向性について」というものがございます。

まず、全体的な状況を（1）の総論というところで見ただけであればと思いますが、評価結果がどうだったかと申しますと、施策レベルでは 82 の施策のうち、8 割程度の施策が目標が達成できた、S または A であったという状況でございました。指標レベルで見ても、8 割近くが達成できたという状況になっております。

達成状況と今後の方向性を比べてみるとどうかというのが、下の表でございます。これで見ただくと、おおむね達成できていて、引き続き推進しますというのがパターンとしては一番多くて、施策 82 のうちの半分、41 がそのパターンということでございます。

あとは、達成できたけれども更に拡充するというものが 12 ほどありまして、改善・見直しをするというものが 6 等々となっています。未達成のものに関しては、引き続き推進するというものが約半分、改善・見直しをする等のものが半分程度ということになっております。

個別の状況に関しては別紙 4 でまとめさせていただいております。こちらの表の中に、先ほど申し上げた 21 の政策分野の中のそれぞれの施策について、どういう評価結果で、どういう反映の方向かというも

のをまとめてございます。

右側の欄に、半ば御参考でございますけれども、事業仕分け・行政事業レビューの結果を書いております。最後のページに注がございまして、事業仕分けに関しては、昨年11月、今年の4月から5月にかけて行われたもの。レビューというのは、一部の委員の方にはそちらの方面でもお世話になっておりますけれども、内閣府における「行政事業レビュー公開プロセス」、今年の6月にやりまして、それで指摘されたものを記載してございます。

端から端まで御説明するのは時間もありませんので、主なものだけ申し上げます。まず、政策分野の3、政府広報・広聴に関しては、政策評価としては評価結果はSですけれども、他方、事業仕分けで予算要求の縮減という評価結果を受けまして、21年度から22年度にかけて予算が反映したという形になっております。

5番、経済財政政策の国内の経済動向の分析のところでございますけれども、これは評価結果はAで達成できたということになって、更に拡充するというようになっております。これに関しては、お手元の資料の3ページに、「目標の達成状況と今後の方向性の例」ということで、目標が達成できていて今後どうするかというもの、目標が達成できなかったけれども今後どうするのか、というようなものをまとめてございます。その①、目標が達成できた、(ア)拡充等を行うという部分の最初にあるかと思っておりますけれども、国内の経済動向の分析に関しては、達成はしたけれども、更に政策運営に資する調査分析結果を提供するために必要な予算額の拡充等を検討するというので、更に拡充をするという方向性でございます。

別紙4に戻っていただきまして、6番の地域活性化政策ですけれども、⑧事業会社の指定に関しては評価結果がCとなっております。Cになっているのは、地方公共団体から申請をしてもらうというスキームですけれども、申請が実態としてなかった、ゼロ件になっているのでCとなっております。これに関しては継続しないということで、法律の改正も含めて、4ページ一番下に書いてございまして、指定する制度についても廃止するというようになっております。

6の地域活性化政策の⑨でございますけれども、配分計画の策定に関しては、行政事業レビューで、廃止を含め抜本的な見直しをいただきたいという評価をいただきました。これを踏まえて、この施策に関しては廃止するというので抜本的な見直しを行うことになっております。

次のページ、10番、共生社会政策でございます。右側を見ていただきますと、「仕分け」というので2つ項目があるかと思っております。まず上の項目に関しては、第1弾の事業仕分けのときに、いわゆる普及・啓発ものに関しては予算要求を縮減しなさいという結果をいただいております。これを踏まえて、すべての施策に関して予算を一律に減らしたというわけではないのですけれども、⑤とか⑦、食育、少子化対策等に関しては、予算を大幅に減らすなどの見直し改善を行っております。

「仕分け」ということでもう一段書いてございます。いわゆる仕分け第2弾のときに、15番ですけれども、全国交通安全母の会連合会というところが実施している事業に関して、これを廃止しなさいという御提案をいただいたのに対して、これは廃止するというので対応しております。

そのほか、12番の③、地方公共団体との連携に関しては、評価結果としてはSということでよかった。3ページに書いてございますが、目標は達成しているけれども、ガイドブックが年々大部になっているとか、そういう課題があるので見直しを行うなどの修正をするということで考えております。

表に戻っていただきまして、12番の⑤に関しての女性に対する暴力の根絶に向けた取組みに関しては、これも評価結果としてはSでございます。これに関しては、官民連携の更なる強化等を目指して予算額の検討等の拡充の方向で考えているということでございます。

最後のページでございます。16番の経済社会総合研究に関しては、①のところ、評価結果としてはAで、しっかりやっているということですが、行政事業レビューで、中身をしっかり見直しなさいということ指摘されました。それを受けて、3ページ一番下にも書いてございまして、現政権の新成長戦略に示された課題への資源の大幅なシフトですとか、一定の役割を果たした事業等の廃止・統合などを行うということになっております。

戻っていただきまして、②の国民経済計算の関係でございますけれども、評価結果がCとなっております。施策レベルでCというのが2つだけありますけれども、そのうちの1つでございます。これに関しては、国民経済計算、GDP等の公表を国際基準どおりにスケジュールを守りましょうということと、国連等で作っている、SNAという基準の改定したものの日本語訳をつくらうというものです。前者に関しては、一部の公表が遅れたということ、後者に関しては、途中で国連が改訂版を出したこともあって、日本語訳をつくる作業が間に合わなかったということで、評価結果としてはCとなっております。ただ、これ自体は、SNA、GDP等の公的統計でございますので、引き続き推進するという形になっております。

19のところは、PKOの人道救援物資備蓄経費に関してレビューで指摘を受けて、大幅な改善を含めて

検討しなさいという御指摘をいただきました。これに関しては、施策全体としては政策評価の結果もAですし、方向性としても引き続き推進ですけれども、レビューで指摘された、施策の中の一部の事業に関しては、今後、調査・検討をしますということで評価書にも書かせていただいております。

最後の20、科学に関する重要事項の審議等というところで、基本的にこれはAとかSとか、すべて評価結果としては達成したということになっておりまして、①、③に関しては拡充をするということになっております。これはお手元の資料で言うと、3ページに書いてございまして、①のアの3番目と4番目です。①に関しては、若手科学者委員会の設置等とか、③に関しては、コミュニケーション活動を引き続き推進する必要があるということで、予算を増やすということでございます。

全般的にSとかAという評価が多い中で、一部、未達成のものもございますけれども、そういったものも含めて、見直すものは見直すという結果になってございます。

簡単ですが、私からは以上でございます。

○池永課長 大変駆け足の説明でございましたけれども、御質問、あるいは先生方から御意見があれば頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○南島委員 要領のよい御説明をいただきまして、ありがとうございます。大変よく頭が整理されて、大変ありがたく思っております。

全体についてですけれども、行政事業レビューとか、事業仕分けとか、あるいは今度の「政策コンテスト」とか、いろいろ出てまいりました。最後の資料を付けていただいた別紙4で、事業仕分けとレビュー結果は書かれているのですが、それ以外の重点とか、コンテストに出されているものとかも併せてインフォメーションがあると、どこを伸ばして、どこを抑制しようとしているのかという全体像が見えていいなという感想を持ちながら、お伺いしていました。今、重点とか政策コンテストにかかっているものが、もしわかれば教えていただければと思います。

○池永課長 政策コンテストはまだなので。

○仁林課長補佐 まだですね。

○池永課長 事業仕分けとか、行政事業レビューとか、効率化を点検することを様々なところでやっておりまして、今回も政策評価をまとめていて、それらとの関係や整合性を見ることが非常に重要だと思いました。これは後の議題になりますけれども、今後、次の基本計画をつくる際には、政策評価としてどういったことに重点を置くかということを考えなければいけないと思います。事業仕分けとかレビューというのは、どうしても効率性とか、お金をどう節約できるかというのが主眼でございます。この政策評価というのはそれだけではない部分がございますので、むしろ先生方から、政策評価として特にこういう点が重要だということがあれば、教えていただきたいと思っています。

○南島委員 まさに、今、おっしゃった点に関心を持ちながら伺っていたのですけれども、今、事業仕分けとか行政事業レビューの説明を大分していただいたのですが、それを聞いていると、事業仕分けやレビューとの役割分担があいまいになるのではないかと、そうすると政策評価は何の議論をするのかと。そういうときには、何を伸ばすか、どこを重点にするかということが意味を持つてくるのではないかと。結局、成果としてははっきりと出しやすい、あるいは、出していかなければいけないということになると思いますので、「何を伸ばすか」のところは今後は重要になっていくのかなと思って伺っていました。コメントでございます。

○池永課長 政府全体の方針としては、総務省がやはりそういった問題意識は持っているようです。今のところ、それらの整理を考えようという動きはあります。

○仁林課長補佐 前回も申し上げましたけれども、政策評価、事業仕分け、行政事業レビュー、それから、若干宙ぶらりんになっている感じのある「政策達成目標明示制度」、御案内のとおり、どうも制度がいろいろなものが乱立している感があります。制度官庁としての総務省も、ほかとの整合性、役割分担をどうするかというのは検討はしていますが、なかなか難しいということで、現時点では整理ができていないというのが正直なところでございます。

○武川審議官 私どもが考えるところでは、政策評価は法律に基づいていますけれども、各行政実施当局の自分たちの内部の検討性が一番強いものでございまして、その次が行政事業レビューで、行政事業レビューは役所の中で外部有識者を入れてやる。ただ、その場合は全部の政策体系は見ないで限定的になります。外部性が一番強いのが行政刷新会議の仕分けでございまして、これは、我々の中でどの政策をのせるかということもコントロールできませんし、評価も、今までの審議会と違って出てみないとわからないようなところがあります。

ただ、範囲とかもありますし、今のところは、どれもやらないとトータルとしてならないということなので、今回、内閣府の政策評価をやるときも、去年までですと、一番右の欄がなかったわけです。やはり右の欄も反映した予算要求とか、政策の継続性ということで、一応右の欄も今は入れてあるという状況で

す。

○田中委員 今のお話を聞いていても、すごく悩ましいと思うんですね。私たちもこれをお手伝いさせていただきながら、忸怩たる思いがあります。ただ、事業仕分けのインパクトは予想以上に大きい中で政策評価の特徴をどうやって出していくかということが課題かと思えます。事業仕分けに不足する点は、大きく2つあると思っておりまして、一つは、アウトカムで政策目標や効果を見ていくということです。すべてとは言いませんが、事業仕分けの場合はアウトプットで物事を切っていくところが非常に強かったと思います。政策目標はアウトカムレベルで行うべきだと言われて久しいですが、そこをきっちり見る必要があると思います。実は政策評価においても、アウトプット指標は依然として結構多いのですが、それを見直しながら、アウトプットも必要だけれどもアウトカムも見ている、という説明が必要であると思います。

アウトカムを求めるためには、ローリングプランが絶対に必要で、複数年で政策を実施してゆく必要があります。したがって、政策評価についても2年、3年のタームで政策を捉え、その効果を検証していますというところを、政策評価の特徴として出していくといいと思います。

○池永課長 まさにおっしゃるとおり、基本計画というもので政策評価体系の大枠を決めて、それを見ていく。現在の政策評価はそういう形をとっておりますので、先生のおっしゃったように、2年、3年で見るということ、そうした体系の中で生かしていければなというふうに思います。

○仁林課長補佐 2年、3年というタームで見るのが重要だというのは全くおっしゃるとおりですが、他方で、例の予算との関係があって、政策評価と予算ともしっかりリンクさせるべきだという中で、昔は数年に一度個別の政策を評価していたのを、最近、すべての政策について毎年評価するようになった。そうすると、どうしても単視眼的といいますか、次の予算につなげるものをということで、なかなか2、3年のタームで見づらいというのが、正直なところ、あります。全体として財務省からの要求もありますし、政策全体を毎年見て、それを予算の項目に合わせるというのはやらないといけないと思いつつ、その中でいかに2、3年のタームという視野を入れていくかというのは、悩ましいところかなと。

○田中委員 このままでいくと、その指標できちっと管理しているところがなくなってしまうかもしれないので、どこかで見ているところが必要ですね。

○田辺委員 3点ほどございます。一つは、今の絡みの話ですけれども、政策評価とレビューと事業仕分けとの間の関係をどう整理するか、ということだろうと思います。基本的にはこちらの政策評価のフレームは施策別にやっています。施策というのは、その下の事業が複数ある中でどういう効果が出てきたかということなので、施策全体としてはうまくいっているかもしれないけれども、その中で「これはやめたら？」という事業があるときは、事業仕分け、レビューで切っていくという形になろうかと思っておりますので、ちょっと見るところは違っている。例えば、レビューでこうなっているから評価がAなのはけしからん、やめると言っているのに何だ、ということは必ずしも言えないと思います。

それとの絡みで、特にレビューをやるときは、例えば今回ですと、各省とも広報関係の事業などはかなり取り上げていて、特に紙媒体でやっているもの等に関しては、簡単に言うとかかなり「整理しろ」という形でやっている。全部ほかのものまで見ているかということ、ピックアップしているものは扱える件数がありますので、これはスポットライト方式で、要らない事業だと言われていたところをやって切るという形になっているのだろうと思います。

事業仕分けに関しても、そういう意味での共通性はレビューよりはないかもしれません。出たところ勝負というのはそういうことになるのかもしれませんが、ただ、事業仕分けのネタとして出しているところは、どうもアウトオブデートになっている感じがあるなというものに関しては挙げています。中、それから周りから見ていてということだと思いますけれども、それが切られるという形で出てくると、これまたそれなりのことであって、結局、実績評価でやっている政策評価というのは一応全部の活動を見ている。それから、先ほど田中委員からの御発言もありましたけれども、それがアウトプットレベルで全体でどういう動きをしているのかを見るということなので、その情報を的確に出していくというのは、組織の活動を全体像として見せるという意味では役割が違うのだろうと。レビューで切れと言っているのに、なぜこっちでSなのかと言われても、それはディフェンドできる。これは一部だから、そのところを変えていくんです、ということで構わないだろうと思います。

ただ、長期的に、予算の切り方、予算を切るために政策評価が使えないではないかと言われると、厳しいといえば厳しいのですが、実際にやったら、施策レベルのものを全部事業レベルで落としていってSABとつけないといけない。そうすると、この項目は今、内閣府は結構多いと思いますけれども、政策分野で21ですが、数からすると80とかそのぐらいですね。恐らく事業レベルに持っていくと、桁が2つぐらい上がって、膨大な紙作りになってしまうので、それは政策評価の内部評価のやり方としていいのかなという感じはあります。切るのだったら、やはりスポットライト方式で、今年はこれを重点的に見ま

しょうという形でやらないと、負担ばかり大きくて長期的に維持できない。負担感だけ大きくて効いていないという形になってしまうので、そういった方向かなというのが、レビューと政策評価と事業仕分けとの間の、今のところの整理かなという感じがしているということです。

2点目は、こっちの事後評価ですけれども、この紙は、私は根性があるから読めますので、やはりあらかじめ渡しておいてほしかったなど。

○田中委員 データで送っていますね、圧縮ファイルか何かで。

○田辺委員 もしかしたら解凍できていなかったかもしれません。

○仁林課長補佐 データでお送りしたはずですが、申し訳ありません。届いていないかもしれません。

○田辺委員 何が言いたいかというと、こういう一連の評価のところを見ていくと、SABCの分布が、SとAが多いではないかというのはよく言われることですが、それを別にして、BとCであったものを反映の方向でどう考えているのかというのが、評価書から読みとれるか否かというところがあると思います。

具体的に申し上げますと、例えば16の②の国民経済計算は、Cだけでも、これはやめるわけにはいかんなどというので、これはすぐわかりますね。他方、Bで引き続き推進としたもの、例えば地域再生計画とか、利子補給とか、地震対策等の戦略のフォローアップとか、これはもとの紙を、今、拝見させていただきましても、「何も手をつけないの?」という感じがあるわけです。例えばこちらの特區などは、明らかに活動としては件数が、申請ですから下がっているわけです。来年も待ちの態度で下がってくるかもしれないけれども、このフレームはまだ特區の法律としてあるからやりましょう、ということなんだろうと思いますが、「それでいいのか」というところは正直あります。

それから、引き続き推進というのも、枠が残っているからというだけではなく、ロジックというのでしょうか、言い訳とは言いませんけれども、なぜ必要なのか、これをなぜ残しておくのか。引き続き推進とは言っていますけれども、その中で少しでも件数を上げたり、事業を活性化するための策が入っているのか否かというのが、読みとれないものですから、ずるずるべったりという感じになってしまう。原課の方でも、件数が下がったときに何かしなければいけないというのは考えていると思うんですね。それを「引き続き推進」という言葉だけでまとめられると、どうかなと思うところがある。評価結果が悪いところは、それなりの説明責任を果たす義務が、A・Sよりはあるのではないかという感じがしています。

特に地域活性化政策に関しては、ありていに言うと、前の自民党政権で地域活性化何か、違う言葉で推進本部ができて、全体をレビューする機会がなかったものですから、どこかでやらなければいけないだろうとは総務省でも思っていたのですが、ただ、あのときはたしか、大臣とこれの担当者が一緒だったので、「要らない、自分がやるから」と。途中で代わって、ずるずるべったりとは言いませんけれども、目を通すことがなかった。地域活性化政策の中で、政権が代われば、前の政権のやったことを批判するのは当たり前のことだと思いますけれども、その中で、どれを生かしどれを生かさないのかということをしちつとやる。その点でもこういったところは、もう少しきつめに、かつ包括的にやって、次の方向に結びつけるというスタンスを見せておいた方がいいだろうなという気がしたということでございます。

以上、2点ほど申し上げました。

○仁林課長補佐 今、田辺委員から非常に有益なコメントをいただきました。2点目の、B・Cだったものについてちゃんと書かないと、というお話ですけれども、評価書の書き方として、今の様式は、Aだろうが、Bだろうが、Cだろうが、Sだろうが、「評価はこうでした。ところで、今後はこうします」と、わりとプレーンに書いています。今日のお話を踏まえると、S・Aだったものは別として、B・Cだったものについて、もう少し原因をしっかりと書いてもらって、何を改善させるか、改善の方向性といえますか、もう少し重点的に、追試ではないですけれども、そういうことを書いてもらった方がよりよい評価書になる、そういう御意見ですね。そういうことであれば、様式といえますか、評価書の書き方も含めて検討させていただきたいと思います。

○山谷座長 先ほどから出ている政策評価、行政事業レビュー、事業仕分けというのは、田中委員がおっしゃるように、政策評価が総合評価、実績評価、事業評価とありますけれども、ある意味アウトカムベースで施策プログラムベースがあってもいいだろう、また、あるべきだろうという場合は、3年、ないし長ければ5年ぐらいのスパンで見る。その中に個々の事業が入っていて、恐らく行政事業レビューも事業仕分けも、まさに言葉がそうですから、事業レベルで切ったり何だかんだ言ってくるわけですけれども、プログラムレベル、施策レベルまでは言っていないのではないかと。

その意味で言うと、昔の話に戻るようなんですけれども、一度、プログラムレベル、施策レベルで、年度2、3年にわたる、そういうものを考えてもいいのではないかと思います。その中で、啓発事業がだめだから切ります、でも、ほかではこの施策は使えますので継続しますと。ここの事業をローリングしていくということで、場合によってはそこで、小さな事業でも何でもいいですけれども、予算とリンクしてくるものもあり得るという、二段構えにした方が、事業仕分けや行政事業レビューのいきなりバッサリから

来るインパクトは、少し軽くできるのではないかという気がします。それが1点目です。

内閣府の行政事業レビューを南島さんと一緒にやったのですけれども、地域力再生でしたか、さっき田辺さんがおっしゃっていたのはそれではないかという気がします。あれなんかは、農道をつくったり、山の中に林道をつくったり、組み立て方がちょっと違うのではないか。果たしてこれで地域力再生につながるのかという、どう聞いてもつながらないという、まさに政策デザインというか、プログラミングの辺りでまずかったんですね。個別の事業がすべて浮いていってしまう、これをいくらやっても地域力再生にはつながらないのではないかという気がして見ていたわけです。そもそも論で言えば、そういうのもあるのではないか。それは実は、実際やっているのは都道府県で、内閣府がいくら頑張ってもコントロールできなかつたりするんです。そういうものを発見するメカニズムとして、本来は政策評価があってもよかったのかなということなんでしょうけれども、そこに行かなかつたのでしょうか。まだまだ行っていないか。

○田中委員　そもそも政策評価の対象にならないんです。所轄がたしか内閣官房なんですよ。

○山谷座長　その辺の問題もいろいろあって、その中で新しく、行政事業レビューとか、事業仕分けとか、政策コンテストとか、またいろんなものが出てくるものですから、わけがわからなくなってくるわけです。だから、内部で回すのだけれども、さて、内部で本当に必要とする情報を生み出すことができるのかどうかという視点で、もう一回少し考え直した方がいいのかもしれないですね。

○田中委員　先生の今の御発言に追随する形ですけれども、全く賛成ですが、そうなる気になるのが達成目標明示制度で、あれは、施策の上のところでインディケータを出せという話になるわけです。それとちゃんとリンクするようになるのですか。ロジカルでつながるのですか。

○仁林課長補佐　達成目標明示制度に関しては、閣議決定の文書では、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を中心に、最優先の目標を厳選した目標を決めて、それに関する非常に限定的な方向性を出すというようなことが決まっています、理想論で言えば、トップダウンでそういうものが決まっています、それに該当するものについては政策評価もそれと整合的な形で行う。該当しないものは、引き続き今までどおりやるということかと思えます。しかしあの制度に関しては、どういうまとめ方でやるのかというのが指針が示されていないので、現時点では、どうなのかなというところです。

○山谷座長　一つ、質問よろしいですか。これは内閣府でSがついていても、事業レビューとかこれでだめと言われたら負けてしまうわけですか。そういうものなんですね。

○武川審議官　そうですね、残念ながら。正直言って、今はそうかもしれません。

○池永課長　政策評価では、有効性、目標を達成するに当たって、これは達成できましたという観点で非常にいいパフォーマンスを示したとしても、やはり仕分けとかレビューという、全体の財源の中で資源配分をどちらを優先するかということになりますので、効率性なり、内閣府を越えた全体の中での優先順位のような話になり、どうしてもそちらの評価で、事業の規模などに対して判断が下されやすいということになってしまうわけです。

○山谷座長　仕分けとか事業レビューにかかったら、自動的にそれを政策評価対象から外していく。そっちでお願いしますと。間違つてSをつけてしまうと、後でややこしいですね。

○田中委員　評価をやらないのですか。

○山谷座長　「そちらでお願いします」と、そういう言い方というのはできないものなんですか。

○武川審議官　外すということですね。

○山谷座長　はい。

○武川審議官　今のところはこちらは一応法律に基づいているので、外すというのはなかなか難しいところではあります。

○田中委員　それは、行政サイドから見るともっともな意見ですけれども、納税者、有権者から見ると、ますます情報が入らなくなるということになりますね。

○山谷座長　何かで、どういうふうを考えているかということを表に見せるという意味はあるのかもしれないでしょうね。

○武川審議官　説明性、透明性の部分では、一応全部やるというふうに思っているのですが。評価が出て変わるといって、21番の「官民人材交流センターの運営」も、Aで、ちゃんと法律に基づいてできていますけれども、今はもう全然動かなくて、抜本的に変えろと。ただ、公務員法の改正がまだ出ないという状況もありますし。

うちのこれも過渡期なのと、基本計画がちょうど終わって来年からまた新しいローテーションに入るので、その計画の中でよく考えたいと思います。去年までは、事業仕分けとかレビューがあるという前提で組み立てていなかったの、今回からは、それもあるという前提で基本計画をつくる。それから、もう一度次をやるときに、計画の中で、政策評価を何のためにやるかというのをもう一度よく考えないと、部

局の方もなかなか手間もかかるということもありますので、一応事業としては評価は毎年やらないといけないのですが、基本計画内で長期で全体として評価するとか、そういうことも考えたいと思います。

○山谷座長 総務省の政独委の政策評価分科会の方は、何かそういう議論はありますか。

○田辺委員 委員会ではやっていないですけども、内々に（と言ってしまっているのか）、事業レベルの方向と、あとは切る手段としての評価というのはそろそろ言うておかないと、政治、それから国民の側からの圧力、期待に応えることができないのではないかと議論はしています。

ただ、事業レベルというのは負担がすごく多くなる。自治体だと、全部の紙を足しても3,000とか6,000ぐらいだと思いますが、1つの省でそのぐらいいきますから、全体を見るとなると1万、2万、3万というオーダーですので、そこまで情報をこのフレームの中で産出する必要があるのかなというのは、私は個人的には、それをやったらもたないと思っております。だから、スポットライト方式ではないですけども、今年はここに力を入れて、事業レベルでそこだけ情報をきちっと出してくださいという形にしないと、回らないのではないかと考えています。昔のPPBSのぶっ倒れたときの二の舞になるかなとは思っている。

○武川審議官 内閣府でも政策分野は割と部局があるので、こういう分野になっていますけれども、施策名なども、部局によって作り方の設定が、やたら細かいところと大ぐりなところがあるので、この辺も見直さないといけないのではないかと。予算に着目しますと、予算の大きいところは施策名をもっと細かくやるのがいいのか。ただ、政策評価は予算に着目するだけでもないし、予算だけ言いますと、科学とか地域交付金とかが莫大な予算で、あとは沖縄ぐらいですから、その辺が次のときに悩むところではございます。

それでは、御指摘のあった「引き続き推進」というところも、これはとりまとめた要旨なのですが、評価書の中で、評価がよくて方向性も余り問題のないのはよいですが、その辺をもう少し説明責任を尽くすように、部局とも相談して変えたいと思います。ありがとうございます。

○池永課長 今、問題になっている「引き続き推進」というのは、資料1-2の1ページを見ていただくと、平成21年度の評価で、今までであれば予算の増要求だとか、定員の増というようなことを具体的に書いていたのを、これはどういうふうに反映しているのかというのが一言でわかるように、ということでもとめたということなので、引き続き推進と一言で言ってしまっていますけれども、恐らく中身としてはかなり多様なものも含むのだろうと思います。ですから、目標が達成できなかったものの更なる追求ということと、引き続き推進というこの一言がどうつながるか、一言で言うわかりやすさの半面、もしかしたら大ぐり過ぎるのかもしれないので、この辺も含めて考えていきたいと思っています。

また後で時間がありましたら、全体に戻っていただくことも可能ですが、それでは、次の議題にいきたいと思います。

議題2 平成23年度内閣府税制改正要望に係る政策評価について

○池永課長 続きまして、2番目の議題である「平成23年度内閣府税制改正要望に係る政策評価」について、補佐より説明させていただきます。よろしくお祈りします。

○仁林課長補佐 それでは、お手元の資料2-1、2-2、2-3を御用意いただけますでしょうか。参考資料も幾つかつけておりますので、適宜御参照いただきながら、説明させていただきたいと思っております。

資料2-1をおあげいただければと思います。「租税特別措置等に係る政策評価（事前評価）について（経緯等）」と書いてございます。御存じの方も多いかと思いますけれども、念のため説明させていただきますと、冒頭、課長から申し上げたとおり、租特に関する政策評価が義務づけになってございます。

その背景でございますけれども、「平成22年度税制改正大綱」を参考資料4-1ということにつけさせていただきます。この中で、政策減税措置をすべて「ふるい」にかけます、4年間で抜本的に見直す、適用実績を明らかにするとともに政策評価を厳格に行う、ということが本文の中に明記されております。

見直しの方針として、参考資料4-1に税制改正大綱を抜粋したものがございますけれども、1ページ目に、今、申し上げたところが書いてございます。1枚めくっていただきますと、別紙1として、見直しに関する基本方針ということで書いておまして、端的に言うと、既存の措置で期限があるものに関しては期限が来たときに廃止する。ただし、「指針」に照らして合理性等が認められる場合のみ存続を検討する。一方、期限がないものについては「指針」に照らして存続の必要性を判断する。新設とか拡充に関しては、緊急性を判断して、原則3年以下の期限をつけるということでございます。

この「指針」の中に、政策評価で税収減を是認するような有効性、費用対効果が客観的に確認されているかどうか等々の指針が示されております。

こういう税制改正大綱での動きを踏まえて、政策評価の関係ですけれども、法律の施行令を改正して、

事前評価の対象として租税特別措置を明記したというのが1点。2点目として、「基本方針」を改定しまして、租特に係る政策を評価の対象に位置づけたということでございます。参考資料4-3に載っております。3点目として、各省の課長級の会議で「租特に係る政策評価の実施に関するガイドライン」を定めまして、評価の対象・単位等を決定しております。4点目として、評価の様式に関しては、お手元の参考資料4-5ということで様式がございましたけれども、各府省共通の様式で評価をすることになっております。

3. は事前評価の実施ということですが、8月末に各府省一斉に税制改正要望を出しております。併せて、今月の15日に追加要望をしたのですが、それに合わせて基本的には事前評価を実施したということでございます。内閣府としても評価書は決定して総務省に提出しております。総務省としては、各府省で実施した事前評価について点検を実施することになっておりまして、8月に出された分について10月21日の税制調査会の租特のPTに点検結果を出して、公表したということでございます。

ただ、政府全体としての話でございますけれども、参考資料4-7をおおげにいただくと、総務省で発表された全般的な点検結果の概要がございます。全体として219件、評価されていて、それらについて総務省で点検したということですが、1枚おめくりいただきまして2枚目（総務省資料3ページ）、219の評価を点検したところ、そもそも主要な項目で分析・説明が実施されていないというものが6件、分析・説明はされているけれども、内容が不十分であるというものが213件、特に有効性の説明が不十分であるというところが213件で、つまり、上の6件と下の213件を合わせると、役所のすべての政策評価で有効性の部分が不十分であるという結果になっております。

この有効性という部分は、税収減がどれくらいになりそうかとか、どうやってはかるのかとか、そういうものを見るところです。こういう形で事前評価をやるのが何せ初めてなものですから、そもそも新設のものについてどれくらいの減収がありそうかということや予想するのは非常に難しいということもありますので、現時点では、どの役所も有効性の部分では説明は十分できていないという現状でございます。

そういった現状であるという前提で、資料の2-1を以上で終わらせていただいて、資料2-2「平成23年度内閣府税制改正要望に係る政策評価の概要」ということで、8月に出した分、10月に出した分について、各部署でつくった評価書を私どもでまとめたものを記載してございます。内閣府としては、8月の時点で13項目、10月の追加で2項目要望しておりますけれども、それぞれについて評価を行っております。

順を追って簡単に御説明すると、1番が、特定非営利活動法人に対する税制上の特例措置。寄附金の税額控除制度の導入をやるということで、寄附金が増えることによって「新しい公共」の担い手の一つであるNPOの活動の継続性を確保する、といったようなことを評価しております。

2番と3番がいわゆる公益法人に対する税制措置でございます。2番が所得税、3番が住民税ですが、寄附金に係る税額控除制度の新たな創設というようなことを、新設もしくは拡充するということで、寄附金が増えることによって「新しい公共」を実現させるのだということになっております。

4番と5番はPFI絡みでございます。4番はPFIに係る公共施設に関して、いわゆるコンセッション方式を導入するときに事業者に与える事業権を償却できるようにするという措置をとるものでございます。そういう措置を導入することによって、投資が促進されとか、法人税等の増収が見込めるというようなことが評価してございます。

次のページでございますけれども、項目の5番、PFIに係る特例措置の拡充が評価対象になっておりまして、これに関しては、事業規模の拡大によって相当程度の経済効果が見込まれるという評価内容になっております。

6番は新設でございますが、必ずしも中身が明確になっているわけではありませんけれども、次世代育成支援ということで、包括的・一元的な制度を構築するための税制上の措置を講ずるといった内容になっております。

7番は地震防災対策用資産ということで、防災のための設備を買うときに、その部分について法人税等を償却させるといったものでございます。こういったものを推進することによって、被害の最小化ですとか、地域の防災力の向上が見込めるということになっております。

8番は、延長でございますけれども、新潟の中越沖地震に係る代替家屋の措置、これは従来からやっているものでございますが、これを引き続き延長して、生活再建等を支援したい。今までも実績を上げておりますけれども、全体として再建率が半分にも満たない状況ですので、これは延長したいという内容でございます。

9番は沖縄の航空機燃料税の税率等の特例措置の拡大でございます。沖縄に行き来する航空機の燃料税を軽減することによって、観光客が増えたり、那覇空港の国際競争力の向上につながるというような評価をしております。

10番は「国際戦略総合特区」でございます。これは、特区において課税所得控除を実施することによって民間事業者等の活力を最大限引き出し、国際競争力の向上などを目指すという評価になっております。

11番は、「地域活性化総合特区」において特例措置をとるということで、各種の減免措置をとることによって地域力の向上を目指すという評価内容になっております。

12番に環境未来都市というものがございますけれども、これは、10月に追加要望を出したときに取り下げたという位置づけになっておりますので、説明は省略させていただきます。

最後のページに13番と、1行あけて下のところに10月の追加分がございますけれども、追加2というところに、「女性の再就職促進のための税制上の優遇措置」という同じ名前のものがございます。追加の2、それから、もともとあった13番については、一本化を含めて担当の部局において検討を行っているところでございます。

内容としては、出産等の要因によって一時的に退職して現在無業である女性に対して、支援措置ということで、そういう女性を雇用した企業に対する法人税の控除等を認めるという内容の措置になっております。それによって、女性の再就職の促進ですとか、少子高齢化で労働力が不足する中で、長期的な成長を維持するといった内容になっております。

追加1は、いわゆる経済対策を踏まえてのものでございますけれども、雇用促進の一環として、沖縄の雇用促進のための税制上の特例措置ということで、雇用に努めている一定の企業を対象に特例措置を創設することによって、雇用の創出・安定化を図るといったような内容になってございます。

今、申し上げた評価の本体といたしますか、評価書そのものは、資料2-3ということでお手元にあるかと思っておりますので、これらを御参照いただきながら、御意見をいただければと思います。

あと、補足で恐縮ですけれども、先ほど、総務省が点検をしているというお話をいたしましたがお手元の参考資料4-8に、総務省による点検結果報告の一部がございます。これを見ていただくと、内閣府が8月の段階で行った評価書13について評価を行っております。個別に点検結果表というのがついていて、それぞれの措置について総務省の観点で見たときに、必要性はどうか、有効性はどうか、相当性はどうかということでチェックをして、ちゃんとできているかどうかを評価したものでございます。総務省としてはこういうやり方で点検をしているということでございますので、こういったものも御参考にいただきながら御議論をしていただければと思います。

以上でございます。

○田中委員 よろしいですか。NPO法人に関する所得税の税額控除50%というもので、私も市民公益税制PTにかかわった者なので、詳しく拝読させていただいたのですが、資料2-3の6ページ、7ページ、出した指標の法人数と根拠ですが、読んでいて本当によくわからない。例えば6ページ、「初年度であり、ほとんどが仮認定法人になると想定して考えない」と真ん中辺に書きながら、7ページでは「絶対値基準を満たすところが仮認定になるとの仮定を置く」というふうに書かれています。論理的によくわからないというのがありまして、これをもう少し整理していただかないと、説明にならないのではないかと非常に懸念します。

この税制改正案は従来になく大胆なものだと理解しています。当初、私は余り賛成ではなかったのですが、ここまで決まっているならば、ちゃんと成功してもらいたいと思っています。そういう意味でもこの試算の仕方については、仮に記者さんとかが見たときにもろに突っ込まれそうなところなので、何とかならないかなと思います。

○仁林課長補佐 大事なことを忘れておりました。評価に関しては、先ほどもちろっと申し上げましたけれども、要望を出したときに総務省に出しております。そういう意味では資料2-3に付けております評価書に関しては、もう既に世の中に出しております。

○池永課長 総務省からの指摘もあり、また今日、御意見をいただいたものについては、一旦こういう形で公表はされていますけれども、修正なり検討なり（どこまでその水準がというところはありますが）、そういったことはやっていきたいと思っております。他にお気づきになった点は。

○田中委員 苦しかったのはわかるんですけれども、これはちょっと。

○池永課長 恐らく何か言葉が足りないとか、何か抜けているということもあるかもしれませんので、その辺は確認したいと思っております。

○南島委員 点検結果の総務省の分ですけれども、結構辛辣にいろいろと書かれていて、あと、マークされておられる部分ですけれども、担当されているところでは、こういうふうなことを聞かれても答えにくいなというのがあると思います。あるいは指摘の内容についても、本意ではないというか、ここは説明したいけれども、十分に説明ができないのではないかとこの箇所もあると思いますけれども、この辺のレスポンスといいますか、打ち返しといいますか、そういうのは今のところは特にないわけですか。あるいは事前評価そのものの書き直し、フォローアップか、そういうものは特には御用意されていないのですか。

○仁林課長補佐 これはステップとしては、まず、各府省から総務省に一度、評価書ですので、総務大臣宛てに送りました、送られたものを総務省がチェックしましたと。チェックしてまとめたのがこの評価なのです。各府省としてはこれを受けて、指摘を踏まえて、言葉足らずだったところを補足しようとか、修正しようというようなことで、リバイスして改めて出し直すことは当然可能ですし、総務省もそれはやっってくださいというふうに言っています。ですから、先ほど課長からも申し上げましたけれども、御意見があれば反映する形で検討したいと思います。

○武川審議官 役所的には昔から租特の要望というのは、各省が主税局と自治税務局に出してやっております、そのときにこういう要望書、評価書のようなものをつくって出してはいたんです。内容も、政策評価になったから違うかという、そうでもないわけですけども、これを一応オープンにして、細かい資料を世の中に出して御議論いただくという感じはあると思います。ですから、こういうのは要求時点で一応データとしてはつくっていました。

○田辺委員 6番の新たな次世代育成支援、これは減額が幾らになるかというのを全く書かずに主税に出すのかなど。政治マターなのではないかといえませんが、ここまでスカスカだと評価のしようがない。効果を云々と言われても判断自体ができない。それに必要な情報は何も書いていないし、まず、どうやるかというのも書いていない。幾ら減って、どういう効果がというところがないので、ここまでスカスカにやって、例えば12月の概算の段階で税制要望が固まってと、行くのかなというところもよくわからない。

○武川審議官 民主党の中での税の決定方式も、政調がようやく復活したぐらいの段階ですので。ただ、政府税調、党税調と二元化しないで、一元化してやるとは言っていますが、まだ個々の税の処理をどうするかが決まっていない。確かに予算でもございますけれども、概算要求で事項要求とか、割と項目だけ立てて額を入れないと。この中では、先生がおっしゃられた6番とか、女性の部分の13番とか、この辺はどちらかといいますと、予算と言う事項要求のような頭出しをして、今から法律とか租特で手当するまでに考えようという感じではありますが、確かにもう11月ですので、またちょっと考えます。

○田辺委員 考え方だと思うんですよ。こっちで基礎となる情報として、こうやればこのぐらいになりますよということを出してやるのか。そういうことをやると政党の側が、決めてもないのに勝手に動きやがってと怒るのか。要するに、基礎的な情報として試算としてやってみましたということが、評価書もしくは主税に対する要望書の中でやってしまって構わないのだったら、出して議論を深めるための情報の一端ですから、個人的には、紙の出し方としてはそっちの方がまだ生産的ではないのかなと思います。政治的にそれが無理だというならそれはしようがないとは思いますが、明らかにこれはないだろうと思ったのは6番と13番なので。

○武川審議官 その辺を部局に伝えて、また、何らかの御回答をしたいと思います。

○仁林課長補佐 6番に関しては、一言で言えば、政治状況次第といえますか、6月に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」というのが総理を会長とする会議で決まっています、23年の通常国会で法案を出すというのがおおまかなスケジュールで、中身がなかなか決まっていないものですから、今の中身を前提にすると、何も書けないといえますか、書きづらいという事情はございます。

○田辺委員 そこは、こういうテクニカルな議論をしてもしょうがないことなので、全体でどういう方向でということを考えていただければと思います。

1番、2番、3番は、数を出すとたたかれるというのはすごくよくわかるのですが、ほかから比べると、まだ適用数とか、こんなのになりそうだということを出しているだけ、いい。何が言いたいかというと、数年は難しいかもしれませんが、国税庁から、適用した法人がこれを使いましたという形で出して、事後的にマッチングさせて、各省に、適用数がどのくらい、減額が幾らというのはわかるようになります。先回の民主党がやった法案で。

それのときに、当たった、外れたという話はあるかと。外れてけしからんという議論でも必ずしもないとは思いますが、当初このぐらいを予想していて、事後的にこれだけというのはわかった方が、事前にその数字が、適当にやりましたというのはあるかもしれませんが、ないかもしれませんというときに、情報が何もなくて事後の情報が加わったときと、何かあって加わったときというのは、全然見方が違います。こういう計算をしてこのぐらいの目途になりましたというところは、現段階では、適用件数とそれに掛ける幾つでやってしまうしかないと思いますけれども、少なくとも減収額の目途を立てるときの根拠と適用数というところは、情報としては最低限出しておくのが礼儀ではないかと私は思っています。

他方、難しいのは、効果のところ「やっとうなるの？」というところをどう書くか。紙を読ませていただきますと、受益者側から言うと減税になるから頑張るんだというところは書いてありますが、それだけかなというところがあります。簡単に言うと、総体のアクティビティが上がるというのはわかります

けれども、それがどう影響するのか。それから、社会の中における位置づけは、そのアクティビティが上がることによってどうなるのかというところがもうひとつわからないので、もう少しスペシファイした書き方があるのではないかというのが2点目です。

それから、自分でできないことは言わないのでありますが、例えば沖縄航空路線なんていうのはトラベルコストが減るわけですから、OD調査とかを使って計算すれば、人数の増減とか、かなり出るのではないかな。内閣府で持っていないのかもしれませんが、国交省か何かのモデルを使えば出てくる数ではないかなと。それで、実数のところで上がった、増えたではなくて、この特定の金額を、航空機の燃料税が下がって、トラベルコスト全体で下がるということから、どれくらいが言えるのかというのは数として出てくると思うので、できるものに関してはやった方がいいのではないかと思います。

他方、PFIはどうやるかなというのはいくつわからなかったもので、余り申し上げることはできないという感じがしています。簡単に言うと、効果をもう少しスペシフィックに、適用数と税の減収額というのは、出さないと議論できないではないかと。それが事後的に見られる、表に出してあってそれが後で確認できる。逆に言うと、確認されるから出さないというのはいくつもないと思いますし、行政の合理的なやり方としてもいい方向だとは思わないので、ここはできるだけ頑張っていたきたいなという気がしているところ

です。
あと、出すとたたかれるというのは確かにそうなんですけれども、そこは我々がたたくときに気をつけないといけません。何にも出していないというのは余りにひどすぎて、たたく気も失せることになるし、逆に、出すとたたかれると思う文化を原課の側でつくられると困るので、ここは難しいところだと思います。
○山谷座長 では、最後に私から。これは、ほかの役所と似ているようなものはあるのでしょうか。例えば過疎地域云々とか、地域振興のようなものがありますね、地域活性化総合特区における特例措置。これは、総務省の「過疎地域における事業用設備等に係る特別償却」とは全く違うものなのでしょうか。

○武川審議官 基本的には地域税制というのは過疎もありますし、離島もありますし、昔だと新産・工特とか。ただ、内閣府の中ですと、沖縄にある税制というのが全国の税のあらゆるカテゴリーをやっている、工業開発特区とか、沖縄に幾つか特区がございまして、そういうところをなぞって、全国で、沖縄だけではなくやろうというふうなシステムになっています。

○山谷座長 国から見ると別でしょうけれども、そこに住んでいる人から見たら、いろんな減税措置のメニューがあるということなんじゃないですかね。

○仁林課長補佐 若干補足すると、この中の幾つかは複数の役所で共同で要望しているものも勿論ございます。例えば沖縄のものは内閣府と国交省ですし、6番目の次世代云々というのは、内閣府と厚労省と文科省の共同要望でございまして。

○山谷座長 こういうのは予算ではなくて減税の方だから、余り問題にならないんですかね。

○武川審議官 問題といたしますと。

○山谷座長 だれが頑張ったか、頑張らないかとか、余り関係ないですものね。

○武川審議官 そうですね。予算は、どこの予算書に額をのせるかというので、お金が両方にのるということはないです。ただ、税は共管というのはいくつもあるんです。

○山谷座長 新しい試みなので、ちょっと感覚がつかめなくて。

○武川審議官 税は、何となく応援団がいっぱいいいた方がいいとか、自民党だと、電話帳をつくるたびに部会の名前がザッと載っている方がいいとか、そんな感じにはなりませんね。

○山谷座長 そうすると、例えば内閣府の13番、女性の再就職促進などは厚労省が応援団に入ってくるのでしょうか。

○仁林課長補佐 これは共管ではないです。

○山谷座長 単独で男女局の要望ですかね。

○仁林課長補佐 そうです。

○武川審議官 ただ、これも法律措置が要るので租特でやるんです。税の場合は、それぞれの法律の中に書き込むのと、書き込まないで租税特別措置法の中に書くのと、2つパターンがあります。

○田辺委員 申しおぼろげなけれども、1番、2番、3番はしっかりやった方がいいと思います。なぜかという、事後的にもわからないんです。わからないとは言いませんけれども、もらった方はわかりませんが、これは個人の所得税ですから。法人の方は事後的に合算しますけれども、個人のはやらないはずなので、もらったNPOの方はわかるのですが、払った個人の方は、これでどのくらいマイナスになったかという数字は後々も余り出てこない可能性がある。

○田中委員 そうですね。確定申告をしていらっしやいますね。

○田辺委員 見た中で、これが一番業界ではないので。業界があれば、どのくらいになりそうかと聞けばいいですけども、それがないところできちっとやれというのは、酷な話かもしれませんが。

○武川審議官 ここでやるしかないでしょうからね。

○田辺委員 もうひと頑張りを。

○武川審議官 わかりました。

○田辺委員 頑張れと言うときには、無責任に頑張れは言わないのでありますが、やはりプロセスのうちの一環だと考えるしかないと思います。要するに紙だから、これで決め打ちで絶対こうなければいけないというのを事前の了解でやれといったら、もう予測ですから、予測が当たらなかったからといって怒られるという世界では必ずしもない。プロセスの一環で、このぐらいになりそうだと、だからこういう施策を打つんだという、その根拠づけの一端の数字として出してくる。それで、いろんな批判をする人がいると思うので、「本当にこんなに適用されるの？」といったら、それを聞いて、「しかし、このぐらいあるんじゃないですか」という議論を、最終的に決まるまでに展開すればいいだけの話なので、事前評価の紙に関しては、責任を持つことは確かですけれども、それが議論を促す情報になっているという部分はすごく大切なのではないかと思います。

補助金は、予算だからはっきりしていますけれども、租特の場合は、減収額ではっきりしていないというのと、あと、昔のディシジョンメイキングで言うと、自民党さんの側があっちに持って行って政治マターで決まってしまうことが多々あった。それだけだとブラックボックスになってしまいますので、表に出して、かつ、合理的な議論をできる中でやるというところの仕掛けだと思いますので、そういった形で御対応いただければと思っております。

○池永課長 去年ですと、前年度の事後評価というのを夏辺りのタイミングでやっていたのですが、今年はこのタイミングになったので、租特の事前評価についてもこのように御意見を伺えたのは、私たちにとって大変有意義だったと思います。これは今後、修正なり、また原局とやりとりをしながらブラッシュアップしていきたいと思います。

租特に関して、よろしいですか。

○南島委員 1点だけ。事後評価は、期限が切れるときに、同じことが手続として何か入る予定があるのでしょうか。

○池永課長 これからどうするかということですか。

○南島委員 租特の事前評価で何年か後でフォローアップか何かついてくるか、ということです。そうすると有効性のところは、後でまた効いてくる話になるのかなと思うのですが、特にフレームが出ているわけではなく、とりあえず事前評価だけが義務づけられているという状態ですか。すみません、確認です。

○田辺委員 政令の義務づけは事前です。ただ、民主党が出して通したあっちの法律で、見えるようにするとは言っているもので、事後的に。

○仁林課長補佐 いずれにしても政策評価の枠組みとしては、参考資料4-4で「租特に係る政策評価の実施に関するガイドライン」というのがありまして、その5ページに「評価の実施時期等」ということで、(1)として事前評価、(2)として事後評価、期限の定めのあるもの、ないもの等について、こういうタイミングで行うということが一応方針として決まっていますので、いずれは内閣府の基本計画に書くことも含めて、事後評価に関しても取り組んでいかないといけないと思っています。

○南島委員 中身はまだ決められていないということですね。

○仁林課長補佐 これからです。

○田辺委員 まだまだですね。適用数をバツと集めて各省にそれを回すところの仕掛けが、あと2年ぐらいかかるか言っていたので、確かにそんな簡単ではないと思います。そのころになると、本当の適用数とか適用額も事後的にわかるようになります。

○山谷座長 こうやって書かれたということは、ODAとか公共事業と同じような扱いで事前評価をやるということなのですか。

○田辺委員 事前はですね。

○田中委員 しかも、これは結構定量的ですよ。トレースができてしまう。

○山谷座長 とんでもない話ですね。

議題3 今後の進め方について

○池永課長 よろしいでしょうか。

それでは、最後の議題でございますが、「今後の進め方」について御相談させていただきたいと思っております。

資料3をごらんください。スケジュール(案)ということでお示ししています。現行の基本計画が22年度で終了いたします。今度、次の3年間の第4次基本計画を策定することになりますが、私どもといた

しましては、12月ごろに次回の懇談会を開催して、「計画案について」ということで御意見を伺いたいと考えております。基本計画については、今、話題になりました租特のような、対象が増えたものについて新しい部分を追加するというごこともございますが、併せて、政策評価の対象となる評価体系をどうするかというのが大変重要な論点となってまいります。次回の懇談会では、そういった基本計画の重要な要素について、私どもで整理したものについて御意見を伺えればと思っております。

その後、できれば2月ごろに、いただいた御意見を踏まえて計画を決定して、それを受けまして、年度内に23年度の実施計画を策定したいと思っております。更に、年度内に基本計画を決定したことの御報告と、23年度の実施計画について、私どもの案に対して御意見をいただく懇談会を開催させていただければと思っております。新年度になりましたら、23年度の実施計画を決めることと、新年度以降、22年度が終わりましたら事後評価をしていくといったようなことで考えております。

このような流れを考えておりますけれども、それについていかがでしょうか。例えば、このときにこういうことを議論する必要があるとか、次までにこういうことを考えなければいけないとか、そういったようなことが先生方からあれば、御指摘いただきたいと思っております。

○山谷座長 評価体系を考えると、評価の対象ですが、先ほど議論のあったアウトカムだ、アウトプットだ、ああいう議論をもう一回考え直した方がいいかもしれないですね。何年かの基本計画の中で1年ごとにやっていく、これもやはり対象は違うはずですし、もう一度整理し直すという作業も必要かもしれないですね。

○武川審議官 先ほども本年度の評価のところを出た評価体系ですが、政策と施策と主な指標という一覧表を先ほど見ていただきましたが、今度の基本計画では、政策分野は我々が全部包括できないのですが、施策名の立て方とか、それごとの指標がどうかとか、どういう評価方式がいいのかとか、この事業についてはこういう手段をとって評価した方がいいのではないかと、そういうのも少し御議論いただきたい。それから、毎年はやらないといけないですけども、複数年で、こういうのは何年かに一度やるべきだというのも基本計画の中に書いておくとか、この分野については何年かに一度やるというのも書いておく。それから、基本計画の中に事業仕分けとレビューとの関係を書くかどうかというのはちょっとわからないのですが、そういうのも議論の論点としてはある。

その辺を御相談したいので、場合によっては、次回に私どもの方で、基本計画を、このようなものというのをいきなりお出しするよりは、案をつくって個別に御相談してからやらせていただくと。これは実施計画ですから、部局がやって、これをちょっと見ていただく感じになりますけれども、つくるときは相談をさせていただけるとありがたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○池永課長 最初の議題のときに言いそびれてしまったのですが、事後評価につきましては、今日いただいた御意見を踏まえて所要の修正などいたしまして、その後で総務省へ提出ということにしたいと思っております。

次回の日程でございますが、実は事前にお伺いしていたところ、全員がそろうというのは不可能でして、田中先生には本当に申し訳ないのですが、唯一3人の先生がそろうというのが最大限で、それも1日しかないということで、12月24日の11時から13時ということでお願いしたいと思います。田中先生には別途、いろいろ御意見を伺えるような機会を設けたいと思っておりますので、本当に申し訳ございません。

本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。